８　３の欄は、次によること。

［(1)～(4)　略］

(5)　⑥の欄は、次によること。

［ア　略］

イ　認定特定基地局開設者が認定計画に従つて開設する特定基地局の申請をする場合は認定計画の認定の番号及び認定の年月日を、認定特定高周波数無線局開設者が法第27条の20の３第９項に規定する指定周波数及び同項に規定する指定区域において開設する特定高周波数無線局の申請をする場合は特定高周波数無線局の開設の認定の番号及び認定の年月日を記載すること。

［ウ・エ　略］

［９～13　略］

別表第一号の二　特定無線局の免許申請書及び再免許申請書の様式（第20条の５第２項、第20条の８第２項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［様式略］

［注１～７　略］

８　３の欄は、次によること。

［(1)～(3)　略］

(4)　⑤の欄は、次によること。

［ア　略］

イ　認定特定基地局開設者が認定計画に従つて開設する特定基地局の申請をする場合は認定計画の認定の番号及び認定の年月日を、認定特定高周波数無線局開設者が法第27条の20の３第９項に規定する指定周波数及び同項に規定する指定区域において開設する特定高周波数無線局の申請をする場合は特定高周波数無線局の開設の認定の番号及び認定の年月日を記載すること。

［ウ　略］

［９～11　略］

別表第二号第２　地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、高高度基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式（第４条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

宇宙無線通信を行う実験試験局のうち、船舶に開設するものについては別表第二号第３のとおりとし、航空機に開設するものについては別表第二号第４の様式のとおりとし、宇宙物体に開設するものについては、別表第二号第５の様式のとおりとする。

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶、航空機又は宇宙物体に開設するもの以外のものについては、本様式中「海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局」とあるのは、「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶、航空機又は宇宙物体に開設するもの以外のもの」と読み替える。

８　［同左］

［(1)～(4)　同左］

(5)　［同左］

［ア　同左］

イ　認定開設者が認定計画に従つて開設する特定基地局の申請をする場合は、認定計画の認定の番号及び認定の年月日を記載すること。

［ウ・エ　同左］

［９～13　同左］

別表第一号の二　特定無線局の免許申請書及び再免許申請書の様式（第20条の５第２項及び第20条の８第２項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［様式同左］

［注１～７　同左］

８　［同左］

［(1)～(3)　同左］

(4)　［同左］

［ア　同左］

イ　認定開設者が認定計画に従つて開設する特定基地局の申請をする場合は、認定計画の認定の番号及び認定の年月日を記載すること。

［ウ　同左］

［９～11　同左］

別表第二号第２　［同左］

［同左］